



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 598 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請の概要 (環境管理課)
- 599 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 600 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)
- 601 知的障害者福祉法による指定知的障害者更正施設等の指定 (障害福祉課)
- 602 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 603 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 604 森林病虫害等防除法による防除命令の内容 (森林整備課)
- 605 " (")

○ 人事委員会告示

- 7 平成18年度和歌山県職員採用I種試験の実施

○ 公安委員会告示

- 22 和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例第7号第1項に定める遊泳区域の指定

○ 訓令

- *32 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)

告 示

和歌山県告示第598号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月18日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

住所 大阪府豊中市庄内西町3-1-5

名称 株式会社草野工務店

氏名 代表取締役 草野善一

- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県岩出市金池164-4

名称 コスモ岩出

- (3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

- (5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間

平成18年4月18日から平成18年5月9日まで

- (2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市役所

別表1

種 類	第72号		
基 数	1基		
能 力	105m ³ /日		
使用時間間隔	0時~24時		
1日当たりの使用時間	連続24時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	pH	通常 5.8~8.6	最大 5.8~8.6
	BOD(mg/l)	20	30
	COD(mg/l)	30	40
	SS(mg/l)	50	60
	n-Hex(mg/l)	20	25
	T-N(mg/l)	40	50
	T-P(mg/l)	4	5
	大腸菌群数(個/cm ³)	0	3000
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	105	105	

別表2

種 類	合併処理浄化槽			
能 力	105m ³ /日			
処理の方式	流量調整槽付 接触ばっ気方式			
使用時間間隔	0時~24時			
1日当たりの使用時間	連続24時間			
使用時における当該汚水等の処理施設による	通 常	最 大		
		処理前	処理後	
	処理前	処理後		
		処理前	処理後	

処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値				
pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD(mg/ℓ)	180	20	200	30
COD(mg/ℓ)	200	30	250	40
SS(mg/ℓ)	200	50	250	60
n-Hex(mg/ℓ)	25	20	30	25
T-N(mg/ℓ)	60	40	80	50
T-P(mg/ℓ)	8	4	10	5
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	0	無数	3000
当該汚水等の1日当たりの 通常量及び最大量(m ³ /日)	105	105	105	105

別表3

排水口名		No.1
排水量(m ³ /日)	通常	105
	最大	105
pH	通常	5.8~8.6
	最大	5.8~8.6
BOD(mg/ℓ)	通常	20
	最大	30
COD(mg/ℓ)	通常	30
	最大	40
SS(mg/ℓ)	通常	50
	最大	60
n-Hex(mg/ℓ)	通常	20
	最大	25
T-N(mg/ℓ)	通常	40
	最大	50
T-P(mg/ℓ)	通常	4
	最大	5
大腸菌群数(個/cm ³)	通常	0
	最大	3000

和歌山県告示第599号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年5月30日まで縦覧に供する。

平成18年4月18日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年3月30日

2 名称

特定非営利活動法人K.TカレッジCAD

3 代表者の氏名

田本弘良

4 主たる事務所の所在地

和歌山市中島字西の芝224番地15

5 定款に記載された目的

この法人は、離職者、転職者の社会復帰及び、アルバイト(フリーター、ニート)の人の社会参加というテーマに関して、職業能力開発促進として、コンピューターを利用し、電気、機械、建築等の設計製図技術の訓練を行うと共に、広く一般社会にコンピューター利用を促進する。尚、習得した技術を生かし、実務出来る人材を創出する。又就労先の斡旋にも参画し、社会の創造に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第600号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年4月18日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社プライムタイム	有田市箕島22-1	ひまわりケアサービス	有田市箕島22-1	通所介護	平成18.3.1
有限会社プライムタイム	有田市箕島22-1	グループホームひまわり	有田市箕島22-1	認知症対応型共同生活介護	平成18.3.1
株式会社はるす	橋本市御幸辻176-1	はるす・訪問入浴サービス	日高郡日高川町川原河264	訪問入浴介護	平成18.3.1
有限会社メディカルスクウェア	和歌山市園部1416-3	ヒカタ薬局	海南市日方1271-13	居宅療養管理指導	平成18.2.20

有限会社銀明堂薬局	和歌山市北野517	銀明堂薬局打田国道店	紀の川市上野77-3	居宅療養管理指導	平成18.2.20
有限会社銀明堂薬局	和歌山市北野517	銀明堂薬局ねごろ支店	岩出市根来15	居宅療養管理指導	平成18.2.20
株式会社第一薬局	和歌山市鳴神491-3	株式会社第一薬局海南駅前	海南市名高531-4	居宅療養管理指導	平成18.2.22
株式会社第一薬局	和歌山市鳴神491-3	株式会社第一薬局日方	海南市日方1272-84	居宅療養管理指導	平成18.2.22
伊都薬局株式会社	橋本市小峰台2-12-43	伊都薬局小峰台	橋本市小峰台2-12-43	居宅療養管理指導	平成18.2.8
有限会社アルバ	海南市阪井955	粟生調剤薬局	有田郡有田川町粟生542-1	居宅療養管理指導	平成12.4.1
有限会社アルバ	海南市阪井955	金屋調剤薬局	有田郡有田川町徳田159-1	居宅療養管理指導	平成12.4.1
有限会社すだ小林薬局	橋本市隅田町中島18	すだ小林薬局	橋本市隅田町中島18	居宅療養管理指導	平成12.4.1
有限会社タブセ	海南市阪井955	タブセ薬局	海南市阪井955	居宅療養管理指導	平成12.4.1
有限会社アルバ	海南市阪井955	新町調剤薬局	海南市日方1271-65	居宅療養管理指導	平成12.4.1
有限会社アルバ	海南市阪井955	平成薬局	海南市船尾266	居宅療養管理指導	平成12.4.1
有限会社出嶋薬局	西牟婁郡すさみ町周参見4024	有限会社出嶋薬局駅前店	西牟婁郡上富田町朝来1338-1	居宅療養管理指導	平成12.4.1
有限会社出嶋薬局	西牟婁郡すさみ町周参見4024	有限会社出嶋薬局朝来店	西牟婁郡上富田町朝来995-6	居宅療養管理指導	平成12.4.1

和歌山県告示第601号

平成18年4月18日

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の24第1項に規定する指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定したので、同法第15条の31第1項に基づき公示する。

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地	サービスの種類	指定員数	指定年月日
30-000-00228-53-8	社会福祉法人きびコスモス会	有田郡有田川町大字庄字切山1040番6	山崎貞子	社会福祉法人きびコスモス会コスモス作業所	有田郡有田川町大字庄字切山1040番6	知的障害者授産施設(通所)	30人	平成18.3.27
30-000-2-00229-53-6	社会福祉法人和福社会	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字クボリ95番3	片山和博	和	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字クボリ95番3	知的障害者授産施設(通所)	30人	平成18.3.29
30-000-2-00028-532-01	社会福祉法人一峰会	海南市重根1778番地	富岡宏	かたつむり協同作業所桜和	海南市野上新616番地8	知的障害者授産施設(通所)	15人	平成18.3.29

和歌山県告示第602号

同法第21条の23第1号に基づき公示する。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

平成18年4月18日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000300 170127	社会福祉法人あおい会	和歌山市今福2丁目9-35	土井秀夫	児童デイサービスエトワル	海南市船尾438	デイサービス	平成18.3.31

和歌山県告示第603号

障害者自立支援法(平成18年法律第123号)第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指

定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年4月18日

和歌山県知事 木村良樹

事業所番号	事業所の名称	主たる事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30000200 230120	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	障害者デイサービス	知的障害者	デイサービスセンターてんとう虫	伊都郡かつらぎ町笠田東53番地の1	平成18.4.1	平成18.9.30
30000300 172123	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	児童デイサービス	障害児	Jr.デイサービスセンターてんとう虫	伊都郡かつらぎ町笠田東53番地の1	平成18.4.1	平成24.3.31

和歌山県告示第604号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成18年4月18日

和歌山県知事 木村良樹

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、那賀振興局及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成18年5月10日から平成18年7月22日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第605号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成18年4月18日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 区域及び期間
- (1) 区域
和歌山市、紀の川市、御坊市、由良町、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、串本町、那智勝浦町及び太地町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) 期間
平成18年5月10日から平成18年7月22日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由
1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他必要な事項
- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を

- 管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

平成18年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成18年4月18日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

平成18年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般行政職	34人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
総合土木職	16人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職	3人程度	知事部局等における県営住宅等県立施設の施工監理等の業務
電気職A	1人程度	知事部局等における電気設備等に関する施工及び保守管理等の業務
電気職B	1人程度	警察本部又は警察署等における電気設備等に関する施工及び保守管理等の業務
機械職	1人程度	知事部局等における機械設備等に関する施工及び保守管理等の業務
化学職	2人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
農学職	7人程度	知事部局等における農業又は畜産に関する指導及び普及・試験研究等の業務
林学職	4人程度	知事部局等における森林政策、林業・木材産業の指導及び森林土木事業の施工監理等の業務
水産職	1人程度	知事部局等における水産に関する行政事務及び試験研究等の業務

学校事務職	4人程度	県立学校又は市町村立小中学校における事務
警察事務職	8人程度	警察本部又は警察署等における事務

※総合土木職は、従来の土木職と農業工学職を統合し新設された試験区分である。

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのうちいずれかの要件を満たす人

- ア 昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人
- イ 昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成19年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

試験の方法		内 容	
第1次試験	教養試験	択一式	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（出題数55題のうち50題を解答する選択解答制）
	専門試験	択一式	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験（40題） ※総合土木職のみ、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を解答する選択解答とする。
第2次試験	論文試験		一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験
	面接試験		人物、能力、性格等についての個別面接及び集団討論（集団討論は、一般行政職のみ）
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査

(1) 試験の内容は、大学卒業程度で行う。

(2) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出 題 分 野
一般行政職 学校事務職 警察事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利、土地改良等
建 築 職	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電 気 職	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
機 械 職	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作等
化 学 職	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学等
農 学 職	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
林 学 職	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学等
水 産 職	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成18年6月25日(日)午前9時	和歌山市 田辺市	平成18年7月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成18年8月上旬	和歌山市	平成18年8月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 各振興局総務室
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局申本建設部総務管理課
- 和歌山県東京事務所
- わかやま喜集館
- 和歌山県名古屋観光センター
- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要な事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「I種試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成18年5月8日(月)から受付を開始し、平成18年5月19日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成18年5月8日(月)午前10時から平成18年5月12日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはる。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。採用は、おおむね平成19年4月になる予定である。

(2) 採用時の給料月額はおおむね175,580円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、特例措置により1%減額される。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参のうえ、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表日の翌日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
第2次試験	第2次試験受験者	総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第22号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成18年4月18日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年5月3日から同年9月3日まで
臨海浦海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町崎ノ北	和歌山県西牟婁郡白浜町崎ノ北地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年5月3日から同年9月3日まで
江津良海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町江津良	和歌山県西牟婁郡白浜町江津良地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年5月3日から同年9月3日まで
椿海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町椿	和歌山県西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成18年6月24日から同年8月20日まで

訓 令

和歌山県訓令第32号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年3月30日制定）の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月18日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令
和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改める。

別記第3号様式第34条第6項、第42条第3項及び第47条第3項中「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

附 則

- この訓令は、告示の日から施行する。
- この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。
- この訓令の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。